

長野県が「山岳遭難防止のための規制」をする場合の論点(案)

1. 規制する場合の規制対象(例)

区 分	内 容	備 考	
入 山 の 規 制	◇雪崩、台風などの悪天候、火山活動の活発化など自然条件において入山後に遭難する可能性が高い場合に期間やエリアを限定して入山を規制する	〈群馬県の例〉H25 の場合 谷川岳の一部を3月22日～4月30日まで 登山禁止	
部 分 的 な 規 制	(1)登山届	◇安全な登山計画立案や遭難の場合の迅速救助に不可欠な登山届の提出を義務付け	
	(2)ヘルメット着用	◇指定した山域においてはヘルメットを着用することを義務付け	H25 県遭対協でヘルメット着用奨励山域を指定
	(3)単独登山	◇遭難するリスクが高い単独登山を規制する	H24 単独登山の遭難件数: 75 (全体 254 件の約 30%)
	(4)高齢者の単独登山	◇近年、遭難が目立つ高齢者の単独登山を規制する	H24 高齢者単独登山の遭難件数: 43 (高齢者全体 133 件の約 43%)
	(5)高齢者の山岳ガイド同伴	◇遭難する割合が高い高齢者が登山する場合にガイド同伴を義務付け(又は奨励する)	
	(6)		
	(7)		

2. 規制方法等の比較検討

	① 県 条 例 に よ る 規 制		② ガイドラインによる規制	③規制によらない
	強制力あり(罰則あり)	努力規定(罰則なし)		
条 文 例	(入山規制の場合) *「県が必要と認めた場合は入山してはならない。」 (罰則〇〇万円)	(入山規制の場合) *「県が必要と認めた場合は入山しないよう努めなくてはならない。」	* 左の二通りの記述可能 (罰則は規定できない)	自己責任の原則に基づき、情報提供・啓発を強化することで登山者の自覚・自立を促し、登山者の力量を高める支援を行う
性 格	* 県議会で制定する公的な規範 * 違反者に罰則適用。強制力がある。	* 県議会で制定する公的な規範 * 罰則を伴わず、強制力はない	* 行政機関又は関係機関が定める規則 * 同左	
理 由	①強制力がないと遭難が減少しない ②山岳は本県の最大の魅力であり、多くの来訪者を遭難させない施策を推進する責務がある ③他県に例がある など	①公的な規範がないと遭難が減少しない ② } 同左 ③ }	①一般的なルールを周知することで安全登山を啓発 ②他県に例がある など	
懸念事項	①山における危険の判断は「登山者自身の自己責任」で行うという原則に反する。⇒登山者の他への依存性を高める ②山岳が広範囲にわたり、状況も異なることから規制する時期、エリア設定が難しい(他県は単独の山: 剣岳、谷川岳) ③隣接県の登山口からの入山者を規制できない [例: 山梨県(南アルプス、八ヶ岳)、岐阜県(北アルプス、御嶽山)] ④県が判断できるか疑問(入山規制の場合) ⑤違反者を公平に罰則適用できるか疑問 など	(④、⑤は なし)	① } 同 左 ② } ③ } (一般的注意事項なら可能か)	